

武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務公募型プロポーザル

実施要領

1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）の問い合わせ対応チャットボットシステムを構築する事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務

(2) 業務内容

別紙「武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（予定）

(4) 運用期間

令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日（予定）

(5) 提案上限額

1500 万円(税込)

※提案上限額は予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すためのものである。

3. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) コンピュータ関連・システム開発に係る役務の提供等についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年訓令第 3 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 申し込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 租税を完納していること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者を除く。

4. 参加手続きのスケジュール

- 公募開始

令和元年 5 月 24 日（金）

- 質問書受付（質疑受付） 令和元年5月24日（金）から6月7日（金）まで
- 質問回答書の公表（質疑回答） 令和元年6月11日（火）
- 参加表明書等の提出期限 令和元年6月7日（金）17時まで
- 企画提案書類の提出期限 令和元年6月17日（月）17時まで
- 企画提案プレゼンテーション 令和元年6月24日(月)～28日(金)のいずれか。

※具体的な日時は企画提案書を提出した事業者に直接通知する。

- 審査結果発表 令和元年6月下旬又は7月上旬
- 契約締結 令和元年6月下旬又は7月上旬
- 事業開始 令和元年6月上旬又は7月上旬から

5. 参加手続き

(1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和元年5月24日（金）から
配布資料	①武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築事業公募型プロポーザル実施要領（本書） ②武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務仕様書 ③武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務システム仕様書 ④質問書（様式1） ⑤参加表明書（様式2） ⑥主要事業実績表（様式3） ⑦企画提案書（様式4）
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

(2) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書（様式1）を提出するものとする。

受付期間	令和元年5月24日（金）から令和元年6月7日（金）17時まで
提出方法	電子メールにより、広報課情報係のメールアドレスまで送付すること。 メールアドレス jyouhou@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和元年6月11日（火）に武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

(3) 参加表明書等の受付

受付期間	令和元年5月24日（金）から令和元年6月7日（金）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市企画部広報課情報係 チャットボットシステムプロポーザル担当
提出方法	持参又は郵送

	※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各 1 部)	<p>①参加表明書 (様式 2) 事業者の概要がわかる会社概要等が記載されたパンフレット等を添付すること。</p> <p>②企業概要 企業理念 (経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可</p> <p>③主要事業実績表 (様式 3) 過去 10 年以内に実施した情報システム構築業務のうち、主要なものについて記載すること。</p> <p>④租税を滞納していないことを証明する書類。(提出日の 3 か月以内に発行されたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税及び地方消費税:「その 3 の 3」 ・法人事業税、法人県民税:様式第 40 号の 4 (イ) <p style="text-align: center;">※佐賀県内に事業所等がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の完納証明書 ※武雄市内に事業所等がある場合。

(4) 企画提案書類の提出

提出期限	令和元年 6 月 17 日 (月) 17 時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市企画部広報課情報係 チャットボットシステムプロポーザル担当
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各 1 部)	<p>①企画提案書の提出について (様式 4) ※代表者印を押印すること</p> <p>②企画提案書 8 部 ※表題「武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築事業公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。</p> <p>【企画提案書】 次の事項について記載すること。なお、様式は任意とするが、A4 サイズ (縦・横は自由。) で作成すること。図面等で A3 サイズの資料を添付する場合は A4 サイズに折り畳んで綴り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づく企画提案 ・事業の実施体制 ・機器明細書及びコスト積算内訳 (イニシャルコスト及び令和 6 年 10 月末までのランニングコスト) ・事業実施のスケジュール ・その他「武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築事業仕様書」及び「武雄市問い合わせ対応チャットボットシステム構築業務システム仕様書」で指定した内容

6. 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション及びヒアリングを経たうえで総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を優先交渉権者として選定する。

(1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「武雄市問い合わせ対応チャットロボットシステム構築業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会は武雄市職員で構成する。
- ③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で公表する。

(2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）を実施し、その内容を総合的に評価する。

1 事業者あたりのプレゼンテーション及びヒアリングの時間はおおむね 40 分程度（プレゼンテーション 30 分、ヒアリング 10 分）とする。

(3) 受託事業者の選定

選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

7. 受託者に求める重点事項

本市においては、問い合わせに対する FAQ が整っていない。また、チャットロボットシステム構築、チャットロボットシステムの利便性向上に関するノウハウも有していない。このため、本業務の受託者においては、FAQ の構築支援、チャットボットの利便性向上支援について期待する。

8. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

9. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

10. 問い合わせ先

武雄市 企画部 広報課 情報係 チャットボットシステムプロポーザル担当

住所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9121

FAX 番号 0954-23-3816

E-mail jyouhou@city.takeo.lg.jp